

(別記様式2)

## 誓 約 書

社団法人宮崎県物産貿易振興センター会長 殿

平成 年 月 日

住 所

事業所(団体)名

代 表 者 名

⑩

社団法人宮崎県物産貿易振興センター入会申込に当たり、下記のとおり誓約します。

### 記

1. 暴力団または暴力団関係者でないこと。
  - (1)「暴力団」とは、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。
  - (2)「暴力団関係者」とは、暴力団員または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。
  - (3)「暴力団員」とは、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。
2. 暴力団を利する行為（暴力団の組織の維持及び拡大に資する等暴力団に有益な行為をいう。以下同じ。）を行わないこと。
3. 法人等の場合は、役員等が暴力団関係者でないこと及び暴力団を利する行為を行わないこと。

さらに、社団法人宮崎県物産貿易振興センターの会員として入会を認められた場合は、

4. 申込口数に応じた年会費を、センター指定の方法により、指定された期日までに納入すること。  
なお、会費の納入を2年以上怠った場合は、センター定款の定めるところにより、会員から除名されても何らの異議を申し立てません。
5. アンテナショップにおける商品の展示や物産展等への出展は、センターにおいて決定されることについて何らの異議を申し立てません。
6. 私（当社）の事業活動に際し、私（当社）又は私（当社）の所管に係る職員が、センターの名誉を毀損し、又はセンターの設立の趣旨に反する行為を行わないこと。
7. 暴力団排除に係る上記1、2及び3の事項を遵守すること。
8. 万一、上記6及び7の事項に違背した場合、センター定款の定めるところにより、会員から除名されても何らの異議を申し立てません（なお上記4については、同項記載の取扱による。）。

なお、センターが上記1、2、3及び7の各事項について警察当局へ情報照会を行うことについて何ら異議を申し立てません。

また、上記4及び5を除く各事項への違背については、その事実についてセンターが対外的に公表する可能性があることを承諾します。

以 上